

## デジタルアーカイブ機能強化事業業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要領

デジタルアーカイブ機能強化事業業務委託に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

### 1 業務概要

#### (1) 件名

デジタルアーカイブ機能強化事業業務委託

#### (2) 業務の目的

那覇市歴史博物館（以下「博物館」という。）は1961年から現在まで約60年におわたって琉球王国時代から近代沖縄までの歴史資料を収集してきた。しかし、歴史資料（特に戦前の歴史を知るための資料）の利用公開は保存管理等の理由により制限があり、一般の人々が十分に活用できてない現状がある。これらの歴史資料をデジタルアーカイブ化し、資料利用に伴う劣化を防ぐとともに、学校等の地域学習、市民や研究者等の歴史文化研究を促進する。

#### (3) 業務内容 ※詳細は、別紙仕様書のとおり。

ア デジタルアーカイブシステム構築業務

イ ホームページ制作業務

ウ 管理業務

エ システム構築完了等報告業務

#### (4) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### 2 見積上限額 12,324,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※上限額以下で見積もること。なお、上限額は企画提案のために提示した額であり、契約金額ではない。

※本公募型プロポーザルにおける優先交渉権者の選定は、企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。優先交渉権の選定後、協議の内容をふまえて契約前に再度見積書を徴取する。

### 3 プロポーザル方式の型式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

### 4 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。なお、複数の法人による連合体（以下「連合体」という。）の場合は、構成する法人全部が次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 法人又は連合体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税、県税及び市税を滞納していないこと。
- (4) 公募開始日から契約締結日までの間、本市の指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (7) ISO/IEC27017 又は ISO/IEC 27001 の認証を取得していること。連合体の場合は、法人1社以上が取得していること。
- (8) 公募開始日の前日から過去5年間において、国（独立行政法人、公社、公団を含む）又は地方公共団体から請け負った類似業務の実績があること（本店、支店、営業所等含む）。なお、類似業務の実績とは、デジタルアーカイブシステム構築業務（新規構築だけでなく、既存デジタルアーカイブシステムの導入でも可）及びホームページ制作業務の2つの項目について、法人又は連合体として各1つ以上の実績があることをいう。

## 5 優先交渉権者等決定までの流れ（日程）

プロポーザルの公募開始から優先交渉権者等決定までの日程（予定）は次のとおりとする。なお、本募集要領及び関係する書類、様式等については、本市ホームページ及び那覇市歴史博物館（以下「博物館」という。）ホームページよりダウンロードすること。

- 令和6年5月9日（木）公募開始・質問書受付開始
- 令和6年5月16日（木）説明会
- 令和6年5月20日（月）質問書提出期限 ※午後5時必着
- 令和6年5月24日（金）質問書回答期限
- 令和6年6月7日（金）参加表明書等提出期限 ※午後5時必着
- 令和6年6月10日（月）参加資格審査結果通知日（一次審査）
- 令和6年6月25日（火）企画提案等書提出期限 ※午後5時必着
- 令和6年6月28日（金）二次審査日（プレゼンテーション審査）
- 令和6年7月1日（月）二次審査結果通知日
- 令和6年7月12日（金）契約締結日

## 6 説明会

参加希望者が、本市の意向に沿った企画提案書の作成ができるよう、次のとおり説明会を開催する。なお、説明会への参加がなくてもプロポーザルへの参加は可能である。

### (1) 説明会の日時及び場所

日時：令和6年5月16日（木） 午後4時

場所：那覇市役所701A会議室

### (2) 質疑応答等

説明会に限り、参加者からの口頭での質疑を受け付ける。説明会での質疑に関する回答については、口頭並びに令和6年5月24日（金）までに本市及び博物館のホームページに掲載する。

## 7 質問書

参加表明書等及び企画提案書等の作成について質問がある場合は、次のとおり質問書により提出すること。

### (1) 受付期間

令和6年5月9日（木）～ 令和6年5月20日（月） 午後5時必着

### (2) 提出書類及び提出方法

電子メールにて質問書【様式5】を提出すること

※提出先は [C-REKISI001@city.naha.lg.jp](mailto:C-REKISI001@city.naha.lg.jp) とする

※電子メールを送信した場合は、博物館へ電話連絡すること

### (3) 回答日及び回答方法

令和6年5月24日（金）までに本市及び博物館のホームページに掲載する。

## 8 参加表明書等の提出及び一次審査

### (1) 参加表明書等の作成

参加希望者は、次表に掲げる資料を作成すること。なお、期限までに資料の提出がない者からの提案は受け付けない。

	書類名
ア	参加表明書【様式1】
イ	会社概要書【様式2】
ウ	実績調書【様式3】及び類似業務の実績を証する契約書の写し
エ	誓約書【様式4】
オ	使用印鑑届（代表者印とする）
カ	印鑑証明書（オに関するもの。提出日から3ヵ月以内の発行）
キ	定款及び登記事項証明書（提出日から3ヵ月以内の発行）
ク	区市町村税及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書

	直近年度（税額表示不要。国税については納税証明書「その1」又は「その3の3」のどちらかとする）
ケ	連合体構成員名簿（様式任意。連合体のみ提出）
コ	連合体協定書（様式任意。連合体のみ提出）

※連合体の場合、ア・オ・カは代表1社のものを、イ・ウ・エ・キ・クは連合体構成員すべてのものを提出すること。また、コについて様式は任意とするが、連名で各社代表者印を押したものを提出すること。

※押印が求められている資料については代表者印を押印すること。

## (2) 提出方法

提出期限：令和6年6月7日（金） 午後5時必着

提出場所：那覇市歴史博物館 事務室（パレットくもじ4階）

提出方法：直接持参（午前10時～午後5時の間）又は郵送必着

※電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

※提出期限を過ぎた参加表明書等は受け付けない。

## (3) 参加資格審査結果通知（一次審査）

ア プロポーザル審査委員会事務局において、受理した参加表明書等により、参加表明者が資格要件を満たしているかについて一次審査を行い、その結果について、「参加資格審査結果通知書及び企画提案書等提出依頼書」（※有資格者宛通知）又は「参加資格審査結果通知書」（※無資格者宛通知）により、通知するものとする。

イ 一次審査により参加資格を満たしていないことが判明した場合は、二次審査に進めないものとする。また、応募多数の場合は一次審査において事業者数を限る。審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせ、審査結果に関する異議申立てには応じない。

## 9 企画提案書等の提出

別紙「企画提案書等作成要領」のとおりとする。

## 10 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査通過者に対し、二次審査を実施する。二次審査の実施概要は以下のとおりとする。なお、提案者が1者の場合でも二次審査を実施する。

### (1) 二次審査（プレゼンテーション審査）の実施

企画提案内容等の確認のため、以下の日時及び場所でプレゼンテーション審査を実施する。

日時：令和6年6月28日（金） 午前9時 ※詳細については別途通知する。

場所：那覇市役所501会議室

順番：参加表明書等の受付順の逆とする。

(例：受付の順番が最後となったものが最初にプレゼンテーションを行う。)

※持ち時間は30分程度（提案説明20分以内、質疑応答10分程度）とする。

※提案説明の中で導入予定のデジタルアーカイブシステム又は類似のデジタルアーカイブシステムのデモ用素材を用意し、プロジェクター投影等により実際の操作の様子を見せること。また、導入予定のホームページ又は類似のホームページのトップページデザインを用意し、プロジェクター投影等によりレイアウトを確認できるようにすること。

※使用する機材のうちプロジェクター、接続ケーブル（HDMI）、スクリーンは本市で用意する。パソコン・USB等については、提案者にて用意すること。

(2) 審査区分及び審査方法

審査は、評価判定シートに沿って実施する。

(3) 審査項目及び配点（100点）

ア 提案者に関する項目（15点）

会社の実績、実施体制、業務工程

イ 企画提案書、ヒアリング等に関する項目（80点）

デジタルアーカイブシステム構築業務における提案内容、ホームページ制作業務における提案内容、セキュリティ対策における提案内容、保守管理における提案内容、追加提案

ウ 見積価格に関する項目（5点）

見積価格

(4) 優先交渉権者等の選定方法について

優先交渉権者及び次点以降の者は次の方法で選定を行います。

ア 二次審査の結果、順位を第1位とした委員の数が最も多い応募者を優先交渉権者に選定する。また、順位を第1位とした委員の数が次に多い応募者を次点者に選定する。第3位以降の選定についても同様とする。

イ 上記アにおいて、順位を第1位とした委員が同数の応募者が2者以上ある場合は、当該応募者の順位を第1位とした委員の評点の合計が高いものを優先交渉権者として選定する。ただし、評点の合計が同じ場合は、見積価格が安価な者を選定する。次点者以降の選定についても同様とする。

ウ 上記アおよびイにかかわらず、見積価格に関する項目を除く各委員の評点の合計が満点の6割に満たない応募者は優先交渉権者として選定しない。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、優先交渉権者名及び次点者名を全提案者に対して文書で通知する。

(6) その他注意事項

- ア プロポーザルに係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- イ 企画提案書は、1者（法人又は連合体）につき1提案とすること。
- ウ 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は、認めない。
- エ 提出されたすべての資料の所有権は、本市にあるものとし、提出された資料は返却しない。
- オ 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、企画提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- カ 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については、公表しない。また、選定結果に対する異議は受け付けない。
- キ 参加表明書又は企画提案提出書等の提出後、参加の辞退を行う場合は、記名、押印がされた任意の書式により申し出ること。なお、連合体の場合は、構成する法人全ての記名、押印があること。

## 11 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていないことが判明した場合。
- (2) 募集要領に定める事項に違反した場合。
- (3) 提案上限額を越えた提案をしたとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
- (5) 募集要領に定める方法以外で本市職員、プロポーザル審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合。
- (6) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合。

## 12 審査結果の通知・公表

審査手続きの公平性、透明性を確保するとともに、市民に対する説明責任を果たす観点から、以下のとおり情報の公表を行なうものとする。

(1) 審査結果の公表

ア 公表の方法

優先交渉権者の選定後、速やかに優先交渉権者名及び次点者名を本市ホームページ及び博物館ホームページにて公表するものとする。

イ 公表に当たっての留意事項

審査委員会における審査内容については、那覇市情報公開条例に基づき対応するものとする。

公表に当たっては、個人情報の保護に十分に配慮する。

(2) 企画提案書等の公表

提案者から提出された企画提案書等の公開については、那覇市情報公開条例に基づき判断するものとする。

### 13 契約締結に向けての協議

- (1) 審査の結果を通知後、優先交渉権者と契約に向けての協議を開始する。なお、優先交渉権者の選定は、優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。
- (2) 協議においては、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行う。
- (3) 協議の内容をふまえて契約前に再度見積書を徴取する。見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加があった場合は、この限りではない。
- (4) 優先交渉権者との協議が合意に至らない場合は、次点交渉権者から順次、協議に入るものとする。

### 14 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

協議の結果、業務内容及び契約内容について合意をした場合は、当該業務に係る仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を契約予定者から徴取し、地方自治法施行令第167条の2の規定による随意契約の方法により契約を締結する。

- (2) 本業務の委託契約は、那覇市契約規則によるものとする。
- (3) 那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき契約保証金は免除とする。

### 15 その他

本要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜、本市が判断するものとする。

### 16 問合せ先

〒900-0015

沖縄県那覇市久茂地1丁目1番1号 パレットくもじ4階

那覇市歴史博物館

電話：098-869-5266

FAX：098-869-5267

電子メール：[C-REKISI001@city.naha.lg.jp](mailto:C-REKISI001@city.naha.lg.jp)

担当：石川・伊集・比嘉・平良